

長野県がん登録事業実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第2条第3項の規定による「全国がん登録」及び長野県地域がん登録事業実施要綱（平成21年11月27日。以下「要綱」という。）第2条第2項の規定による「地域がん登録」の実施並びにこれらに係る情報の利用及び提供、保護等について、法令等の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要領において「がん」とは、悪性新生物その他のがん登録等の推進に関する法律施行令（平成27年政令第323号）第1条に規定する疾病をいう。

2 この要領において「全国がん登録」とは、国及び都道府県による利用及び提供の用に供するため、法の定めるところにより、国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベース（情報の集合物であって、当該情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下同じ。）に記録し、及び保存することをいう。

3 この要領において「地域がん登録」とは、長野県による利用及び提供の用に供するため、要綱の定めるところにより、長野県が長野県内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録し、及び保存することをいう。

4 この要領において「全国がん登録データベース」とは、法第5条第1項の規定により整備されるデータベースをいう。

5 この要領において「長野県がん登録データベース」とは、要綱第6条の規定により整備されるデータベースをいう。

6 この要領において「全国がん登録情報」とは、全国がん登録データベースに記録された法第5条第1項に規定する登録情報（匿名化が行われていないものに限り、法第2章第2節及び第3節の規定により利用し、又は提供される場合を含む。）をいう。

7 この要領において「都道府県がん情報」とは、全国がん登録情報のうち、長野県の名称が法第5条第1項第2号の情報として記録されたがん及び長野県内の法第6条第1項に規定する病院等から届出がされたがんに係る情報（匿名化が行われていないものに限り、法第2章第2節及び第3節の規定により利用し、又は提供される場合を含む。）をいう。

8 この要領において「地域がん登録情報」とは、長野県がん登録データベースに記録された登録情報（匿名化が行われていないものに限り、要綱第7条から第10条までの規定により利用し、又は提供される場合を含む。）をいう。

9 この要領において「匿名化」とは、がん罹患した者に関する情報を当該がん罹患した者の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工することをいう。

(届出対象情報の届出)

第3条 病院等（法第6条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。）の管理者は、届出対象情報（同項に規定する届出対象情報をいう。以下同じ。）を、全国がん登録届出マニュアル（2015年10月1日国立研究開発法人国立がん研究センター発行）の定めるところによるほか、がん登録オンラインシステム及び次の各号に掲げる追跡サービス付きの配送方法により届け出ることとする。

- (1) 書留（簡易書留を含む）
 - (2) レターパックプラス（レターパックライトは対面受け取りでないため不可）
 - (3) その他、荷物の追跡が可能で、対面受け取りとなる宅配便等
- (死亡者新規がん情報)

第4条 知事は、法第14条の規定による通知を受けた場合は、法第16条の規定により病院等の管理者その他の関係者に対し、当該死亡者新規がん情報に係る届出対象情報の届出について協力を求めるものとする。

(知事による利用等)

第5条 知事は、法第18条第1項第3号の規定により同項第2号に掲げる者に準ずる者を定め、又は

同項の規定による利用若しくは提供を行おうとするときは、あらかじめ、長野県がん登録事業推進委員会（長野県がん対策推進協議会設置要綱（平成23年5月30日）第8条第1項の規定により設置した部会。以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

2 知事は、要綱第10条第1項第3号の規定により同項第2号に掲げる者に準ずる者を定め、又は同項の規定による利用若しくは提供を行おうとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴くものとする。

（市町村等への提供）

第6条 知事は、法第19条第1項の規定による提供を行おうとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴くものとする。

2 知事は、要綱第10条第2項の規定による提供を行おうとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴くものとする。

（その他の提供）

第7条 知事は、法第21条第8項の規定による提供又は同条第9項の規定による匿名化若しくは提供を行おうとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴くものとする。

2 知事は、要綱第10条第4項の規定による提供、同条第5項の規定による匿名化若しくは提供又は同条第6項の規定による匿名化を行おうとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴くものとする。

（長野県がん登録データベース）

第8条 知事は、がん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究に利用するため、法第22条第1項の規定により全国がん登録データベースを用いて、要綱第6条に規定する長野県がん登録データベースを整備する。

（権限及び事務の委任）

第9条 法に基づく次に掲げる知事の権限及び事務は、国立大学法人信州大学医学部附属病院に行わせるものとする。

(1) 法第6条第1項、法第8条、法第10条第2項、法第13条第2項及び法第16条に規定する権限及び事務

(2) 法第18条第1項、法第19条第1項並びに法第21条第8項及び第9項の規定による提供に係る権限及び事務（当該提供の決定及び法第18条第1項第3号の規定により同項第2号に掲げる者に準ずる者を定めるものを除く。）

(3) 法第20条の規定による提供に係る権限及び事務

(4) 法第22条第1項及び第3項に規定する権限及び事務（長野県がん登録データベースの整備に係る決定、長野県がん登録データベースに記録し、及び保存する情報の対象範囲の拡大に係る決定並びに同項の匿名化の方法に係る決定を除く。）

2 要綱に基づく次に掲げる知事の権限及び事務は、国立大学法人信州大学医学部附属病院に行わせるものとする。

(1) 要綱第7条及び要綱第8条に規定する権限及び事務（要綱第7条第8号に規定する協力費の支払いに係るものを除く。）

(2) 要綱第10条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定による提供に係る権限及び事務（当該提供の決定及び要綱第10条第1項第3号の規定により同項第2号に掲げる者に準ずる者を定めるものを除く。）

(3) 要綱第10条第3項の規定による提供に係る権限及び事務

3 知事は、第1項及び前項に規定する権限及び事務を行うため、長野県がん登録室（以下「登録室」という。）を設置し、その業務を国立大学法人信州大学医学部附属病院長（以下「信大附属病院長」という。）に委託するものとする。

（都道府県がん情報等の適切な管理等）

第10条 信大附属病院長は、管理責任者（登録室における個人情報の安全保護対策を整備、維持することを責務とする者をいう。以下同じ。）として、都道府県がん情報等（法第25条第2項に規定する都道府県がん情報等をいう。）若しくは地域がん登録情報又はこれらの情報の匿名化が行われた情報並びに要綱第7条に規定する悪性新生物患者届出票、死亡小票及び悪性新生物患者遡り調査票に記録

され、若しくは記載された情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 信大附属病院長は、登録室職員（登録室が設置された物理的スペースにおいて、全国がん登録事業及び地域がん登録事業に携わる者をいう。以下同じ。）のリストを作成し、作業責任者（管理責任者の管理の下、日常的に作業内容を実施・管理する者をいう。以下同じ。）及び作業担当者（作業責任者の管理の下、日常的に作業内容を実施する者をいう。以下同じ。）について、それぞれの作業分担と処理してよい情報の範囲を明記するものとする。
- 3 信大附属病院長は、登録室職員を対象として個人情報を取り扱う個々の作業について作業責任者、作業担当者と手続を具体的に示す、個人情報の取扱いに関する要領・手順を定めるものとする。
- 4 信大附属病院長は、登録室における個人情報の取扱状況等を一覧できる個人情報取扱台帳を整備するものとする。
- 5 信大附属病院長は、病院等の管理者その他の関係者に対して登録室の安全管理に関する説明を行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。
（準備行為）
- 2 国立大学法人信州大学医学部附属病院は、施行日前においても、第 8 条の規定による長野県がん登録データベースの整備その他の全国がん登録の実施に関する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日付け 29 保疾第 932 号健康福祉部長通知）

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。